

仕様書

1 件名

竹原市校務用パソコン等更新業務

2 内容

竹原市立学校の教職員が校務に使用するパソコン等を更新し、当市へ賃貸借を行う。

3 納入場所

- 大乘小学校 竹原市高崎町 1 8 5 番地 7
- 竹原小学校 竹原市田ノ浦二丁目 5 番 1 号
- 中通小学校 竹原市下野町 3 4 6 9 番地
- 竹原西小学校 竹原市竹原町 2 4 4 0 番地
- 東野小学校 竹原市東野町 9 1 4 番地
- 荘野小学校 竹原市西野町 2 0 2 5 番地
- 仁賀小学校 竹原市仁賀町 1 2 8 0 番地
- 竹原中学校 竹原市下野町 2 2 3 0 番地
- 賀茂川中学校 ※賀茂川中学校分は東野小学校に納品すること
- 吉名学園 竹原市吉名町 2 6 7 1 番地
- 忠海学園 竹原市忠海東町三丁目 9 番 1 号

4 品質、規格、数量等

- ① 品質、規格については、「機器仕様明細書」の条件を全て満たすこと。
- ② 数量については、「学校別納入明細書」のとおり。
- ③ 故障修理においては、納入後 5 年間は保証可能な機器であること。
また、消耗品が容易に入手できること。
- ④ 全てメーカー品又はパソコンベンダー品に限定し、サーバー、デスクトップパソコン、ノートパソコンは全て同一メーカーとする。
(自作マシン、ショップブランド製品やノーブランド品は認められない。)
- ⑤ プリインストールソフトウェアがある場合は、導入にそれを充当することができる。
また、ライセンス契約等によるソフトウェアの導入も認める。ただし、正規のインストール媒体と必要数のライセンス証書があること。

5 機器の搬入、据付、撤去

- ① 搬入、設置作業は、原則として平日に行うものとし、日程については教育委員会担当者及び学校と協議し、搬入設置計画の調整作業を行ない、日程計画表を事前に提出すること。
- ② 新規導入機器設置場所については既設のパソコン等と同一場所とし、現在使用中の LAN ケーブルの損傷等が著しい場合の対応については、教育委員会担当者の指示に従うこと。
- ③ 既存のパソコン、サーバー等は現行のリース事業者が回収するため、指定のデータを移行し、入れ替え後は 1 か所にまとめておくこと。また既存パソコンのデータについては、データ消去ソフト、サービスを用いてディスク消去を行うこと。実施後ディスク消去を行った手順を明記

した作業報告書とディスク消去証明書を教育委員会に提出すること。

- ④ 機器の設置に伴い移動が必要となった既存の物品機器については、受注者が教育委員会担当者の指定する場所へ移動させ、LAN等に接続させること。また、全ての機器の導入に際して発生したダンボール等梱包材のゴミは受注者が引き取り処分すること。

6 システム要件

- ① LANの接続箇所は、全てツイストペアケーブル（カテゴリー5e 以上）を使用し、通信帯域 100Mbps のイーサネットでLAN接続すること。ケーブルが露出する場合は安全性を考慮し美観を損ねないように配線保護材等を用いて配線すること。ケーブルの両端には接続先のタグを取り付けること。
- ② パソコン・通信機器の設置は既設校内LAN環境を十分理解し、設置・設定作業を行うこと。ネットワーク環境については、教育委員会の指示により設定すること。
- ③ インターフェース、ドライバー等は全ての機器が完全に動作するものを選定すること。
- ④ 各学校に関して、現在、ファイアーウォール、WEBフィルタリング、スパムメールに対応したUTM装置が導入されているので、職員室の校務用パソコンのネットワーク設定を行い、校務用パソコンからUTM装置のWEBフィルタリング等の機能がかかることを確認し、インターネットへ接続する設定を行うこと。
- ⑤ ウィルス対策ソフトは、各学校のライセンスを使用すること。職員室に設置する機器の場合は、今回設置するサーバーに、ウィルス対策ソフトのサーバー機能とクライアント機能をインストールし、サーバー本体及びパソコンへ適切にパターンファイルと検索エンジンが定期的に動作するよう設定すること。
- ⑥ パソコンは、許可された教職員のみが利用できるように適切に設定を行うこと。
- ⑦ 共同事務室パソコンの設定等について、教育委員会担当者と協議し適切な設定を行うこと。
- ⑧ 各学校に既存で設置してある、指定のプリンター及び複合機のドライバーをインストールし、適切に印刷ができることを確認すること。
- ⑨ サーバーは校務用パソコンのファイルサーバーとなるため、セキュリティを考慮した上で、フォルダーに対して適切にアクセス権を設定しユーザー作成を行うこと。
- ⑩ サーバー及びパソコンのOSは、導入時点で最新のセキュリティパッチ及び修正パッチをあて、最新の状態で納品すること。
- ⑪ サーバーは、無停電電源装置と接続し、停電時には正常にシャットダウンできるよう設定すること。また、サーバーに保存したデータが自動でバックアップできるよう、バックアップ用HDDにバックアップソフトを利用し設定を行うこと。
- ⑫ 校務用パソコン及びサーバーは、職員室、校長室及び事務室以外の部屋からネットワークアクセスできないよう、既存ルーターを利用しネットワークを分離すること。
- ⑬ 「仕様明細書」Ⅰ．ハードウェア③USBメモリ及び管理ソフトの管理ソフトは共有パソコンにインストールし設定すること。
- ⑭ 各学校の既存サーバーから新サーバーへデータの移行作業を実施すること。
- ⑮ ソフトウェアのOFFICEについて、校務用パソコンにインストールを行うこと。
- ⑯ Windows11Pro 標準機能のBitLocker ドライブ暗号化を使用しドライブ全体を暗号化する設定を行うこと。
- ⑰ I/O制御については、利用可能なI/OポートやUSB機器の制限については、教育委員会担当者の指示に従い各校設定を行うこと。
- ⑱ 校務用パソコンのメール設定は、指定する各学校のパソコンに適切な設定とデータ移行を行うこと。
- ⑲ 各機器においては、「仕様明細書」Ⅱ．ソフトウェアに記載のソフトウェア及び別途指定するソフトウェアのインストールを行い、各機器が最良の状態で使用できるように整備し、完全に動作することを確認すること。

機器の故障時に備え、ソフトウェアが導入された状態のリカバリーメディアと、復旧手順書を作成し、各学校に1セット提出すること。

※メーカーのリカバリーメディアは不可とする。

- ⑳ 職員室内については、既存環境のHUB、LAN配線及びOAタップ等を使用するものとし、不具合等がある消耗品は賃借人が提供する。(受注者の責による不具合を除く。)
- ㉑ 床上に配線を行う場合は、配線保護材等の処理をする等、機器の設置やそれに係る施工については、安全性を確保すること。
- ㉒ 新規に設置するサーバー及びバックアップ用HDDや無停電電源装置については、職員室内のセキュリティラック内に設置すること。

7 東野小学校及び賀茂川中学校について

- 賀茂川中学校について、令和7年8月末に東野小学校校舎へ移転するため、新パソコンは東野小学校へ設置すること。
- サーバー及び無停電電源装置等については東野小学校へ設置するものを共同で利用する。
- 賀茂川中学校の既存サーバー及びパソコンのデータ移行については教育委員会担当者と協議のうえ行うこと。

8 設置完了後の提出書類

納入品として下記書類の提出を行うこと。

(ア) 職員室LAN配線系統図及びサーバー・パソコンの設定を明記した完成図書

※完成図書は、各学校と教育委員会に電子媒体と各1部提出すること。

(イ) 機器の不具合が発生したり、操作及び運用上不明なことが発生したりした場合の対応方法を示したサポート体制図

9 検査受領

設置完了後の検査は、別途協議の上で定めた日に、教育委員会担当者の立ち会いのうえ、学校毎に動作試験を行うこと。

10 納入研修

納入初期研修はハードウェアの操作指導からネットワーク管理、アプリケーションソフトの運用までを各学校にて実施すること。

11 保証

(ア) 初期不良交換

機器の初期不良については、すべて交換対応をすること。

(イ) 障害発生時の1次対応

障害発生時のハード及びソフトのトラブル対応時について、受注者はサポートの全てを第3者に委託することなく、少なくとも、受注者において1次対応をできる体制を整える等、受注者にて責任ある対応をすること。

12 保守

各機器保守期間内で障害に伴う復旧について発生する経費(修繕費、再セットアップ等)は受注者の負担とする。(但し消耗品は対象外とする)

13 機器等の保証期間

- ① サーバー (本体) 5年間オンサイト対応
- ② パソコン (本体) 5年間オンサイト対応

③ その他周辺機器 メーカー保証期間に準ずる

14 機器納入期限

令和7年9月30日（火）

15 賃貸借期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

16 支払方法

賃貸借料の支払いは1ヶ月毎完了払いとする。

17 入札書等の提出

- 本調達の内容に関するすべての費用について60回分割払いとし、月額費用（税抜）を記載した入札書を提出すること。
- 落札候補者となった者が当該物品を第三者をして貸付しようとするときは、「第三者賃貸借方式による貸付能力等証明書」を提出すること。